

# 地域密着型編

## 【選択】

# 地域密着型編 次第

1. 令和7年度指導方針

2. 主な指摘事項

3. 質問の多い項目

4. 集団指導受講報告書の作成

# 1. 令和7年度指導方針

## ～重点指導項目～

- 身体拘束の原則禁止と適正化
- 勤務体制の確保
- 業務継続計画の策定
- 感染症の予防及びまん延防止
- 地域との連携等
- 事故の防止及び発生時の対応
- 高齢者虐待の防止
- 各種加算の算定要件

## 2. 主な指摘事項

○事業所に配置された従業員であることが確認できない

➡ 雇用契約書等に記載されている就業場所と相違している場合は、雇用契約書の作成や辞令を交付する等の対応を行ってください。

※入社当初から異動となった場合、他事業所から応援として派遣されている場合に多く見られます。

○運営推進会議の会議録の内容不足と未公表

➡ 運営推進会議内で得た評価、要望、助言等についての記録を行ってください。また、会議録を公表してください。

(EX：事業所内掲示やファイリング、事業所ホームページへの掲載等)

※また、公表時個人名についてはイニシャル表記にする等し個人情報の保護に注意してください。

## 2. 主な指摘事項

○身体的拘束等の適正化のための指針及び虐待の防止のための指針の内容不足

**(身体的拘束等の適正化のための指針については、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護が対象)**

**➡ 解釈通知で示されている指針に盛り込むべき項目を記載してください**

次のスライドで項目を確認してみましょう

# 2.主な指摘事項

## ● 身体的拘束等の適正化のための指針

- ①事業所（施設）における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ②身体的拘束等適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ③身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ④事業所（施設）内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ⑤身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥利用者（入居者）等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針**
- ⑦その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

**※特に⑥の項目漏れ事例が多いため、再度セルフチェックをお願いします**

# 2. 主な指摘事項

## ● 虐待の防止のための指針

- ① 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ② 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ③ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ④ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ⑤ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ⑥ 成年後見制度の利用支援に関する事項**
- ⑦ 虐待などに係る苦情解決方法に関する事項
- ⑧ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項**
- ⑨ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

**※特に⑥、⑧の項目漏れ事例が多いため、再度セルフチェックをお願いします**

## 2. 主な指摘事項 (サービス提供体制強化加算①)

○サービス提供体制強化加算について、人材要件を満たしていることが確認できない（根拠資料の提示がない）、算出方法が誤っている

**職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用いてください。**

➡ **【算出例】：GH) サービス提供体制強化加算（I）  
（介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が70/100以上）**

- ① その月の常勤が勤務すべき時間をもとに、介護職員を常勤換算した人数を算出。
- ② ①のうち介護福祉士のみを常勤換算した人数を算出。
- ③ 前年の4月から当年の2月において毎月①②を行い、11か月分の①②をそれぞれ足し合わせて11で除し、①②の平均（①②）を算出。
- ④ ②÷①を行い、前年度の介護福祉士の割合を算出。

※あくまで参考ですので、前年度平均を正しく算出できれば計算方法は問いません

## 2. 主な指摘事項 (サービス提供体制強化加算②)

### 【参考】 具体例

- ・ R6.4～R7.2までの実績で算出する場合
- ・ 4月に常勤が勤務すべき時間を168時間とする
- ・ 介護職員A～Eのうち、B、C、Dは介護福祉士とする
- ・ 4月の勤務実績はそれぞれA：100H、B：168H、C：168H、D：150H、E：80Hとする。

- ①常勤換算すると、A～E全員で3.9人
- ②常勤換算すると、B、C、Dで2.8人
- ③R6.5からR7.2についても同様に介護職員を常勤換算した人数と介護福祉士を常勤換算した人数を算出し、算出された11か月分の常勤換算した人数をそれぞれ足し合わせて11で除した結果の①②が①②と同じ数値であったとする。
- ④ $2.8 \div 3.9 = 0.717\dots$ となり、前年度平均は約71%となる。

次のスライドの表も必要に応じて参考にしてください

# 2. 主な指摘事項 (サービス提供体制強化加算③)

【参考】サービス提供体制強化加算 計算シート

【人材要件】		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計 (A)	1月当たりの平均 (A)÷11
①	介護職員の総数 (常勤換算した人数)														
②	①のうち介護福祉士の数 (常勤換算した人数)														
④		= $\frac{\text{②}}{\text{①}} \times 100$ = <input type="text"/> %													

3月の欄は前3月の実績で算出する事業所（前年度の実績が6月に満たない事業所）のみ使用。

前3月の実績で算出する場合は(A)÷3

小数点第2位以下切り捨て

## 2. 主な指摘事項 (サービス提供体制強化加算④)

### 【職員の割合の記録】

前年度の実績が6月に満たない事業所においては、届出日の属する月の前3月の平均割合を用いて届出が可能であるが、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。  
なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出を提出しなければならない。

割合について毎月の記録を残しておらず、継続的に所定の割合を満たしているか確認できない事例が見受けられました。

# 3.質問の多い項目

**Q.運営推進会議において1年に1回以上の評価を受ける場合、評価項目は定められているか。**

**A.対象となっている定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護それぞれに厚生労働省から参考様式が示されています。次をご参照ください。**

# 3.質問の多い項目

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

老振発0327第4号、老老発0327第1号、平成27年3月27日  
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第34条第1項（第88条、第100条及び第182条において準用する場合に限る。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施について

[https://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=&ved=2ahUKEwidp\\_b610PeLAXV-rIYBHdcJDqkQFnoECBUQAQ&url=https%3A%2F%2Fwww.mhlw.go.jp%2Ffile%2F06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku%2F0000080903.pdf&usg=AOvVaw3GjH170uvkenyEJ-97GAVT&opi=89978449](https://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=&ved=2ahUKEwidp_b610PeLAXV-rIYBHdcJDqkQFnoECBUQAQ&url=https%3A%2F%2Fwww.mhlw.go.jp%2Ffile%2F06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku%2F0000080903.pdf&usg=AOvVaw3GjH170uvkenyEJ-97GAVT&opi=89978449)

- ・ 認知症対応型共同生活介護

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項（第182条第1項において準用する場合を含む。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について（平成27年3月27日老振発0327第4号、老老発0327第1号）（抄）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000755010.pdf> （通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000755875.docx> （別紙2-2）

※別紙様式以外の通知内容につきましては内容が改正されている部分がありますので、ご確認ください。

# 3.質問の多い項目

**Q.医療連携体制加算は法人内の診療所の看護師と連携することでも算定可能か。**

**(認知症対応型共同生活介護対象)**

**A. 24時間連絡できる体制であれば可能。  
連携していることが分かる協定書、委託  
契約書等が必要。**

# 4. 受講報告書の作成

## 施設・事業所の管理者ごとの提出が必要です

ホームページより様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、  
期限までに提出してください

### 掲載場所

堺市役所 ホームページ

検索

堺市トップページ ▶ 健康・福祉 ▶ 福祉・介護 ▶  
高齢者福祉 ▶ 事業者向け情報 ▶ 介護事業 ▶ 令和7  
年度介護保険施設・事業所等集団指導の実施について



これからも事業の健全かつ円滑な運営をよろしくお願い致します。